

シンポジウム

「自衛隊を憲法に加憲!?～平和への影響は？市民生活への影響は？」

- 【白 時】 2018年3月26日(月) 午後6時～午後8時
【場 所】 弁護士会館2階講堂クレオABC
【主 催】 東京弁護士会
【共 催】 日本弁護士連合会 第一東京弁護士会 第二東京弁護士会

司 会 杉浦 ひとみ(東京弁護士会憲法問題対策センター委員)

1. 開会挨拶

淵上 玲子(東京弁護士会会長)

2. 講演「自衛隊加憲の改憲案が憲法に与える影響」

青井 未帆 氏(学習院大学大学院法務研究科教授)

3. パネルディスカッション

「自衛隊を憲法に加える憲法改正で、何が変わるのか？変わらないのか？」

パネリスト

青井 未帆 氏(学習院大学大学院法務研究科教授)

半田 滋 氏(東京新聞論説兼解説委員)

伊藤 真 氏(日本弁護士連合会憲法問題対策本部副本部長)

コーディネーター

伊井 和彦(東京弁護士会憲法問題対策センター企画部会長)

5. 閉会挨拶

菅 芳郎(東京弁護士会憲法問題対策センター委員長代行)

※個人の方による撮影、録音録画、動画配信、ちらしの配布はご遠慮下さるようお願いいたします。

自衛隊を憲法に加憲？ ～何が変わるのか？～

配布用レジュメ

日弁連憲法問題対策本部副本部長
弁護士 伊藤 真

1

改憲発議に積極的な勢力 による壊憲

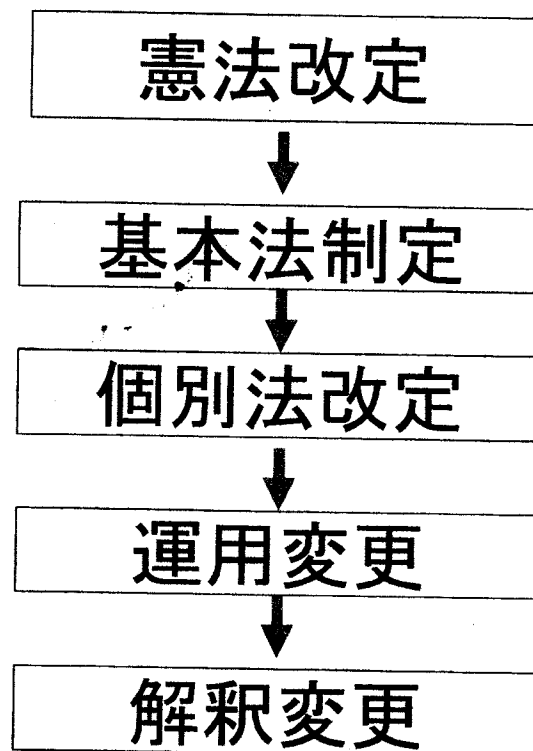
- 2012年→自民党改憲案
- 2013年→秘密保護法の強行採決
- 2014年→集団的自衛権行使容認の閣議決定
- 2015年→戦争法の強行採決
- 2016年→盗聴法拡大(刑事訴訟法の改正)
- 2017年→共謀罪の強行採決
- 2018年→財務省文書改ざん(民主主義の否定)
- 2020年→自衛隊を明記した新憲法施行をめざす

前提とすべきこと

- 2012年自民党改憲案の思想を前提にしている。
 - 個人の尊重を否定し、国防軍の創設を規定した2012年自民党改憲草案を未だに取り下げていない。
 - 立憲主義、3つの基本原理を後退させ、個人よりも国家を優先する思想に貫かれている。こうした思想の延長線上で提案されるものである。
- 共通の思想的基盤が共有できてない。
 - 憲法の存在意義そのものについての考えが異なり、立憲主義的な憲法価値を共有できない政治家からの改憲発議となる可能性が高い。しかも国民投票法の問題が解決されておらず、手続的にも問題。

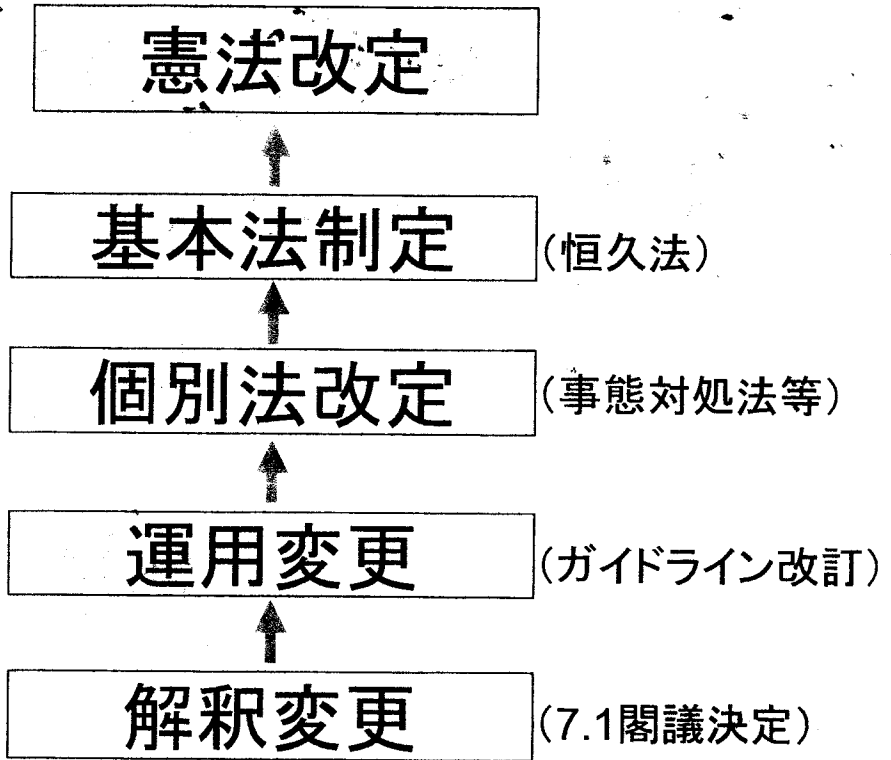
3

<本来>



国の形を変えるのなら国民的議論が必要

<安倍内閣>



本来とは逆方向で国の形を変えようとする

<安倍内閣>

法の下克上
立憲主義の否定

違憲の既成事実を積み重ね、国民の抵抗感をなくし、無力感を醸成しておく目的
国民の気づかないうちに、憲法が実質的に変わっていたというナチスの手法

解釈変更 (7.1閣議決定)

本来とは逆方向で国の形を変えようとする

憲法改正(96条)

1 この憲法の改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

有効投票の

2 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

7

NHK世論調査(2018/3/13)

- 憲法改正して自衛隊の存在を明記することに賛成か反対か？
- 賛成 36%
- 反対 23%
- どちらともいえない 32%

8

5.3安倍メッセージ

「『自衛隊が違憲かもしれない』などの議論が生まれる余地をなくすべきであると考えます。」

この改憲は必要で正当なのでしょうか。

民主主義、言論の自由の否定

9条2項空文化か例外を認めなければ不可能

「何も変わらない」との発言とは両立せず

自衛隊違憲論の理屈

- 1 戦力の保持は違憲である(9条2項 大前提)。
 - 2 現在の自衛隊は戦力である(小前提 あてはめ)
 - 3 よって自衛隊の保持は違憲である。(結論)
- ここで自衛隊の保持は「合憲である」という結論に変えたのであれば、1か2を変えるしかない。自民党も現在の自衛隊を改変して、どんな立場からみても戦力に当たらない組織にしようとは考えていない。つまり、2で当てはめられる実態(現在の自衛隊の目的、装備、規模等)を変更することは考えていない。とすれば、1の大前提を変えるしかない。つまり、大前提としての規範の意味を変え、戦力保持を許すか、例外を認めるしかない。

違憲論の立憲主義的意義

- 憲法で権力を統制しようとするのが立憲主義。
- 憲法は武装集団に正面から正統性を与えていない。
- 武力行使をする自衛隊が違憲かもしれないとの指摘を受けることで、常に、9条の外の存在として緊張関係を保つところに意味がある。
 - 常に、自衛のためか、必要最小限度かと、問われ続けるところに違憲論の意味がある。
- 戦前のように正規軍の軍拡予算を主張したり、国防を国家の最優先事項にしたりすることができない。
- 自衛隊違憲論は、軍事優先社会を構築することや反戦思想を取り締まること封じ、自由な社会の下支えとして機能してきた。

11

- 9条と矛盾するよう見える自衛隊をこうして統制してきたのが自衛隊違憲論。
 - 憲法に書かないことに立憲的な意味がある。
- これを疑いもなく合憲とすることによって、緊張関係をなくそうということは、国家として、より自由に自衛隊を利用できるようにしたいということ。
- 果たして、適切な権力統制が可能であろうか。
- 戦前、軍事力の統制に失敗した日本が、憲法による正統性剥奪という権力統制方法を生み出したのだから、これに代わる効果的な方法を提示する必要がある。
- これに変わる歯止めなどあるのであろうか。
 - 国会による民主的統制など不可能なのではないか。
 - 秘密保護法による情報統制
 - 情報の隠蔽、廃棄、改ざんの実態

文民統制は幻想

12

市民社会とは異質な軍隊

- 軍隊の価値原理は本質的に市民社会の価値原理(個人の尊重、人権尊重、民主主義)とは相いれない。
 - 軍隊では、個人よりも組織を重視し、各人の主体性よりも命令に服従することが不可欠とされ、命と人権を尊重する市民社会と異なり、命を奪い人権を否定することに価値を置く。
- 憲法で軍隊をコントロールするということは、憲法の中に相いれない異質の原理を包摂せざるを得ず、憲法の中に全く異なる価値体系が混在することを意味する。
 - 政治をコントロールする憲法(政治憲法)と軍事をコントロールする憲法(軍事憲法)が併存するため、両者は常に緊張関係にあり、現実の力関係によって揺れ動くことになる。
 - 軍事力を憲法でコントロールしうることを当然の前提にすること自体を現実的に即して疑ってみるべきではないか。

13

自民党9条改憲案

<9条の2>

- 1項 前条の規定は、我が国を防衛するための必要最小限度の実力組織として自衛隊を設けることを妨げるものと解釈してはならない。
- 2項 内閣総理大臣は、内閣を代表して自衛隊の最高の指揮監督権を有し、自衛隊は、その行動について国会の承認その他の民主的統制に服する。

14

後法は前法を破る

- ローマ法以来の法原則
- 後法(新法)優先の原則のこと。
- 法令の制定・改廃の場合には、新たな法律・条文と抵触する規定は削除されるか改正されるのが一般だが、それが残された場合でも後法が優先される。
- 9条が残されていても、追加された「9条の2」が優先され、9条に反することも許されることになる。9条が書き換えられたのと同じ。

15

- 自衛隊が一度規定されると、我が国を「防衛するための必要最小限度」という曖昧な要件が無制限に拡大解釈される危険性がある。
 - 9条2項の例外として規定されるので、9条2項は空文化する。
 - どこの国も防衛のため必要最小限度なのであり、普通の軍隊。
 - 我が国の防衛には必要ということで無限定の集団的自衛権の行使も認められるようになる。
- 国民投票による初めての憲法上の国家機関が自衛隊となることによって、強い民主的正統性が与えられる。
 - 活動範囲の拡張、防衛費の増加、軍需産業の育成、武器輸出の推進、自衛官募集の強化、国防意識の教育現場での強制、学問技術の協力要請等、高度国防国家へと進むことになる。
- 「国防」が憲法上、新たな「人権制約の根拠」になる。

「国防」の名目で自由が抑圧される国へ。

16

自衛隊憲法明記によって変わること

- 「9条は一切手を付けていないので、何もかわりません」という嘘に惑わされてはいけない。
- この国の形が大きく変わってしまう。
 - (1) “自衛隊”という名称の軍隊を持った普通の国になり、9条2項が削除されたのと同じことになる。
 - (2) 国民に認められたことを理由に、自衛隊や国防が国民生活のあらゆる場面で前面に出てくる。
 - (3) “国防”という名目であらゆる人権が制約される。
→徴兵制・徴用が可能となる。

苦役からの自由(憲法18条)の制限が可能となるため 17

- 安保法(戦争法)の違憲の疑いもなくして、世界で自由に自衛隊を実質的な軍隊として使いたいというのが本音。
- 2015安保法以後の、海外で「人を殺し、殺される」自衛隊を明記して9条2項を空文化することになる。
- 憲法の非暴力平和主義の理想を捨て去ってしまっているのか。
- 自衛隊明記の後についての想像力が必要。

9条お試し改憲ではなく、実質全面廃止

自衛隊という名の「軍隊」を持つことになる

災害救助で頑張っている自衛隊がかわいそう
という感情論に流されてはならない。

本当に何も変わらないのか

- 国旗国歌法(1999年)制定時も「国民に義務を課すものでなく何も変わらない」と言われた。
 - 「今回の法制化は、国旗と国歌に関し、国民の皆様方に新たに義務を課すものではありませんが、...より理解を深めていただくことを願っております。」(総理大臣談話)
 - 「学習指導要領に基づくこれまでの指導に関する取り扱いを変えるものではありません。」(文部大臣談話)
- それまで法的な根拠がなかった日の丸・君が代を国旗・国歌として明記するだけの法律にすぎないのだが...

19

- しかし、大きく変わっていく。
 - 法律ができて数ヶ月後、ロック歌手忌野清志郎のロック調「君が代」を収録したアルバムをレコード会社が自主的判断によって発売中止にしたり、
 - 大相撲秋場所で優勝した横綱武蔵丸にNHKアナウンサーが君が代を歌ってほしいと試みたり、
 - 岐阜県知事は国旗国歌を尊敬しない人は日本国籍を返上すべきと発言したり、
- 日の丸・君が代が押しつけられる社会になり、起立・斉唱、ピアノ伴奏を教員に強制する職務命令も出されるようになる。

20

- 日の丸が国旗であり、君が代が国歌であるという「現状を明記する」法律ができることによって、国民の中に君が代を茶化すことは不適切だ、日本国民なら日の丸を尊重すべきだという風潮が広まっていった。
- 単に明記しただけで、ここまで社会は変わる。
 - 法律で義務そのものを定めずに、社会のムードを変えることにより、義務を課したのと同じ結果を実現した。
 - 自衛隊明記に際しても、「自衛官に失礼だ」、「愛国心があるのか」、「非国民！売国奴！」等様々な感情的な言葉が飛び交い、言葉狩り、ネットでの炎上を恐れ萎縮し、自由な発言を自粛する可能性も。

21

自衛隊明記によって市民生活は？

- つつましく抑制的な自衛隊が堂々と前に出てくる積極的な自衛隊となる危険性
 - 市民社会とは異質の軍事的なるものの肯定
- 社会の空気が変わる危険性
 - 力がものをいい、寛容性に欠ける社会、異論・反論・批判を許さない社会に変貌する危険
 - 大学の研究、企業も自衛隊との関わりを積極的、肯定的に捉えて推進しようとする社会。
- 憲法上の組織なのだから自衛隊を国際社会でも活用すべきとされる危険性
 - 対米従属の促進、外国への負の宣言的效果

22